

国指定特別天然記念物

「田島ヶ原サクラソウ自生地」で

草焼きを実施します

実施日：令和2年1月15日（水）（予定）

時 間：午前9時頃から午後2時頃まで

場所：桜草公園内「田島ヶ原サクラソウ自生地」（さいたま市桜区大字田島ほか）

天候などにより、時間の延長(午後4時頃まで)や、翌日以降への延期となる場合があります。また、実施中に天候が変化した場合、中断して翌日以降に再実施する事があります。

草焼きは、サクラソウの芽吹きを助けるために必要な作業です。春（4月）には、開花したサクラソウを鑑賞することができますので、ぜひ自生地にお越しください。



サクラソウ



草焼きの様子

「田島ヶ原サクラソウ自生地」周辺のみなさまへ
炎や煙が発生しますが、火事ではありません。消防署
等の関係機関へは連絡済です。また、風向きによっては、
灰が降ることがありますが、草焼きの必要性をご理解い
ただきますよう、お願い申し上げます。

国指定特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」草焼き Q&A

● 実施場所はどこですか？

下記地図内のおお、田島ヶ原サクラソウ自生地第一次指定地、第二次指定地で行います。

● なぜ草焼きを行うのですか？

オギやヨシを焼くことにより地面に陽光があたり、サクラソウの芽吹きを助けるからです。また、焼却後の灰がサクラソウの肥料になります。

● 草焼きの見学や写真撮影はできますか？

令和元年 11 月現在、台風 19 号による被害のため、桜草公園の再開の見通しが立っておりません。当日、公園内は一般の方の立入りをご遠慮いただく可能性があります。あらかじめご了承ください。

● 延期・中止の場合はどのように知ることができますか？

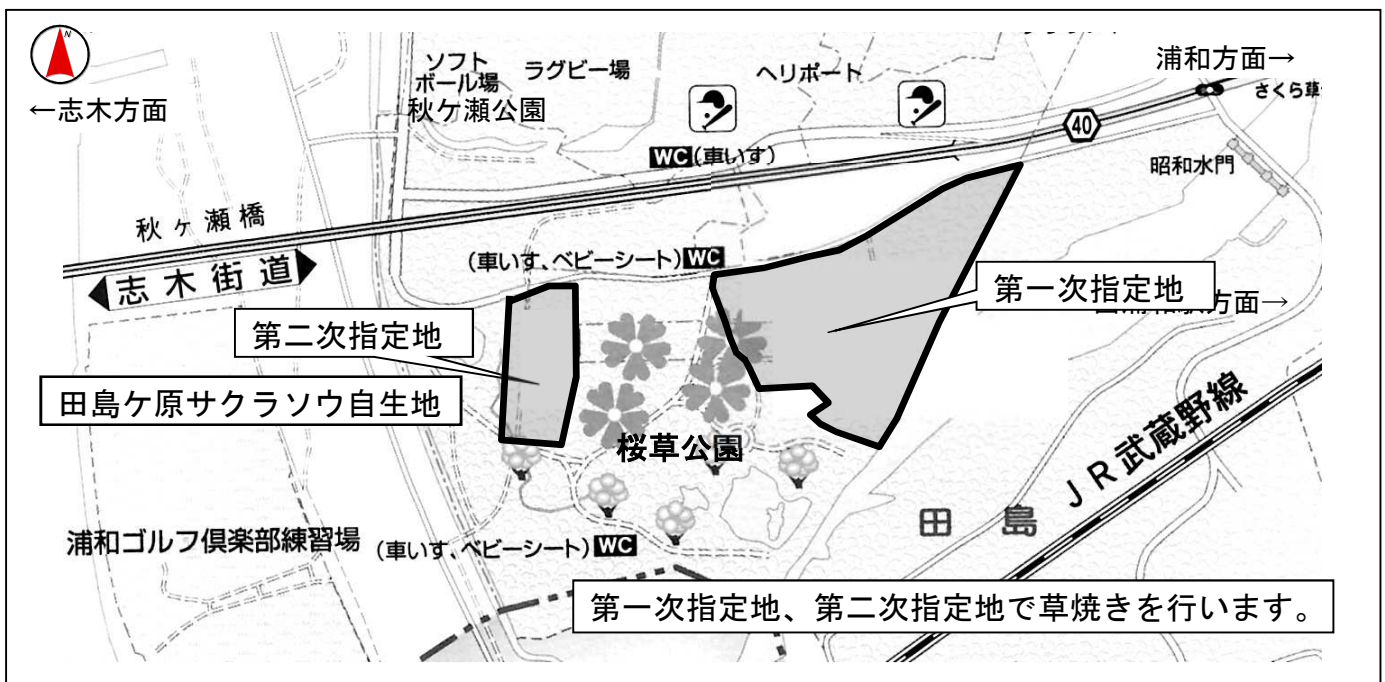
市のホームページをご覧ください。電話でお問い合わせください。なお、現地状況から急きょ予定変更となる場合がありますこと、ご了承ください。

● 野焼きは禁止されていないのですか？

「国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却」は、例外として認められています。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令、第十四条)

● 草焼きの実施をどこに知らせていますか？

国、埼玉県、さいたま市関係各所、JR 東日本、桜区内全自治会、南区内一部自治会等のほか朝霞市・戸田市・志木市の関係各所・自治会へお知らせしています。



問い合わせ先

◎さいたま市教育委員会 文化財保護課（平日はこちら）

電話番号 048-829-1723 F A X 048-829-1989

（受付時間 平日 8 時 30 分～17 時 15 分）

◎さいたまコールセンター

（土日祝日・当日の実施可否についてはこちら）

電話番号 048-835-3156 F A X 048-827-8656

（受付時間 8 時～21 時：年中無休）